

◆第9回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成24年5月16日（水）午後2時00分

場所：佐久市研修センター 会議室1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）佐久市地下水保全条例（案）の確認について

事務局より資料説明

委員長

「「水資源保全条例」から「地下水保全条例」に変更になったわけですが、第2条の定義にありますように、水資源では地下水及び湧水と理解していましたが、地下水と変更になりましたら湧水が省かれてしまったのか、あるいは地下水の定義の中に湧水が含まれているのか説明いただきたいのですが？」

事務局

「地下水保全条例の定義の第2条第1項に地下水が謳ってございますが、地下水の中に湧水も含まれるという考え方で条例を定めてございます。」

委員

「1日当たり最大採取量及び1か月の合計採取量の報告とありますが、今まで市へ届出の提出はありましたか？」

事務局

「既存の井戸については、佐久市自然環境保全条例の規定により、許可又は届出の必要がありますが、過去に届出はありませんでした。量水計の設置については、新たに設けました。」

委員長

「第11条に自身の井戸又は周辺の既存井戸に影響を認めた時の市長への報告とありますが、既存井戸以外に湧水についても明記したらどうでしょうか？」

事務局

「地下水の定義の中で湧水が含まれておりますので、表現をどうするか意見としてお伺いします。」

委員

「第10条の事前協議を新たに入れた経緯を教えてください。」

事務局

「市としても周辺の皆さんとしても事前の相談や周知がされずに井戸が掘られるということであれば、どんな工事が始まるのか分からないですし、不安になる方もいらっしゃるので、事前協議を定めています。事前協議で井戸の設置計画を市へ提出してもらったり、協議に基づき周知の看板等を設置していただくことにより、段階的に進めてもらう必要があると考えました。」

委員

「第21条に立入調査等とありますが、1年に1度など決まりはありますか？」

事務局

「1日当たりの採取量の報告がない場合や周辺の既存井戸に影響が出た場合などに立入調査を行うもので、定期的に行うものではありません。」

委員長

「第11条に周辺の既存井戸に支障を及ぼさない採取量とありますが、半径300m以内に井戸や湧水がない場合の許可は、どのように考えますか？」

事務局

「半径300m以内に井戸がないという場合は、この条件は適用しません。ただ、1日当たりの最大採取量が限界揚水量の8割以内に抑えることが条件です。」

委員長

「周辺の既存井戸というと湧水が抜けているように思われるのですが？」

事務局

「どういった表現で文言を明記するのか検討させていただきたいと思います。」

事務局

「限界揚水量の80%という数字は、佐久水道企業団からいただいた数字を参考に設定したものですが、佐久水道企業団で地下水を採取する場合はどのような基準で行っているのか聞かせていただきたい。」

佐久水道企業団

「私どもが井戸を掘る時は、限界揚水量を求めます。限界揚水量は、テストポンプを井戸へ入れまして、何トンくらい水が出るのか揚水試験を行いまして数量を求めます。佐久水では揚水し利用する地下水の数量については、限界揚水量の70%となっております。1日中汲み上げているわけではなく、12時間から20時間を目安に水を汲み上げております。井戸は一定時間、休ませるという運用をしております。汲み上げられるからといって限界まで汲み上げているわけではありません。そのことによって井戸を長期間使えるよう運用しています。局長から限界揚水量という考え方を示しまして、80%と規則の中に入れていただきましたが、井戸を長期間利用するという考え方からして好ましいと考えます。」

委員長

「地下水を揚水すると水位が低下し、更に揚水量を増やした場合に、それ以上に水位が低下するという状況が生じ、揚水することによって水位が一定の割合で低下することとなり、揚水量と水位が線形関係になっています。一定の揚水で一定の割合だけ水位が低下します。ある限界になると水位の低下が極端に大きくなります。また、限界揚水を超えると元に戻らなくなります。そういう限界の揚水と理解してよろしいでしょうか？」

佐久水道企業団

「一気に水位がおちるところを限界揚水量としてとらえるとなっておりますので、それを超えて水を取り続けると周りにも影響がございますし、水量も保てません。井戸の活用においても寿命が短くなってしまうので、限界揚水量が決まっているものでございます。」

委員長

「採取を休むと現状に戻るという限界の量ですか？」

事務局

「ずっと取り続けると目詰まりといいますか、そういうことが発生しますが、一時的であれば水位は戻ってきます。長期間、限界を超えた量を取り続けると井戸に影響があります。」

委員

「井戸の設置者が国及び公共団体は規制から除くということでよろしいですか？」

事務局

「設置者ではなく、国の土地または市町村が持っている土地については、この条例は適用しません。」

委員長

「報告も受けないということですか？」

事務局

「第4条の市の責務や第7条の情報の共有の規定により連携を図り、情報収集していきます。」

委員

「佐久地方は、雨の量が少なく年間800mmから1,000mmくらいです。日本では1,700mmが平均値だそうです。佐久地域は限界水量がおこりやすいようなことはないのですか？」

佐久水道企業団

「掘ってみないと、どれくらいの水量があるのかは分からないですけれど、井戸に合った水量を取るということです。」

委員長

「この質問に答えるのは難しいと思います。地域によって限界揚水量が変わってくるということと、おそらく季節によっても変わってくるだろうと思います。
更新は3年に1度ですか？」

事務局

「更新は3年に1度していただきますが、1日当たりの最大採取量や設置する揚水機の出力が大きくなるなど変更事由がなければ申請を出していただいて、そのまま許可になる考えであります。1から更新をしての許可ではなく、変更がなければ許可申請を出してもらい許可をしていくというように考えております。」

委員長

「井戸の深さについて、議論していましたが、何か心配材料はないでしょうか？」

佐久水道企業団

「私どもの井戸は深くて200mくらいです。あまり深く掘ると水質的に温泉になってしまします。」

委員長

「上水道水源として使われる井戸の深さは200mくらいですか？」

佐久水道企業団

「そうです。200mくらいです。」

委員長

「多いのは何mくらいですか？」

佐久水道企業団

「100mから150mくらいです。」

委員長

「浅麓水道企業団はどうですか？」

浅麓水道企業団

「浅井戸があつたり深井戸があつたりですが、深さでなにかあつたことはありません。」

委員

「深さによって水の成分は、違うのですか？」

委員長

「性質もかなり違ってきますし、水の古さが違います。あまりにも深いところは水が流れていないので、化石水といった一度取ってしまうと回復不可能な水があります。」

委員長

「1,000mや1,500mの井戸を掘って温泉を使うといった井戸が増えているという話もあります。」

委員

「温泉になると、この条例で規制することはできませんよね？」

事務局

「温泉法になります。」

○条例案について、委員承認。

(2) その他

事務局

「市民の皆さんに水資源保全の意識の啓発活動の一環としまして、今年度も「信州佐久の水を守る」講演会を計画しております。日時は7月28日（土）で時間は午後2時から5時となっております。場所は佐久の創造館でございます。信州大学工学部教授 中屋眞司先生、長野県、東京都副知事 猪瀬直樹さんに講演をお願いする予定です。」

5 閉会（15時10分）